

中国から見た日本海の軍事戦略的価値を考察する ～次期 SLBM 搭載艦の展開海域の視点から～

市ヶ谷台論壇 会員
斉藤 敏夫

(要 旨)

中国軍は、艦艇・航空機を日本海に進出させ対潜水艦作戦（A S W）訓練や潜水艦救難訓練等を行っている。中国が米国との戦略核レベルでの戦略的安定を目指す以上、その要となる中国海軍の次期潜水艦発射弾道ミサイル（S L B M）搭載原子力潜水艦（S S B N）の展開は、S L B M（J L - 3）の射程（約 10,000km～12,000km）や日米の A S W による脅威等を勘案すると、日本海以北の海域を指向することが考えられる。この推論が妥当だとすると、中国にとって吉林省に隣接する北朝鮮東北部（咸鏡北道・羅先特別市）の日本海沿岸地域は、経済面のみならず軍事面でも戦略的価値が高い地域となることから、中国は、羅津若しくは先鋒（雄基）又はそれら近傍地区を整備し中国海軍の拠点とする可能性がある。日本は、米中間の戦略核レベルでの戦略的安定が地域レベルの安全保障環境を不安定化させてしまう、いわゆる「安定・不安定の逆説」の状況を招かぬよう、海自と米海軍との音響情報分野及び A S W における協力体制の維持強化を図るとともに、対馬海峡、津軽海峡、宗谷海峡等の特定海域における領海 3 海里の暫定措置の見直しを含め、中国軍の日本海以北の海域における活動に対処する方策を講ずる必要がある。

(はじめに)

本論考は、中国人民解放軍（中国軍）が開発を進めているとされる次期 S L B M（J L（巨浪 Ju Lang）- 3）と当該 S L B M 搭載タン（唐 Tang）級（Type096）原子力潜水艦（S S B N）の運用が将来開始された場合¹、その展開海域がどの辺りになり得るのかを推論し、中国から見た日本海の軍事戦略的価値を考察するものである。中国、北朝鮮、ロシア等に関する軍事情勢の分析・評価は、筆者を含む一般民間人にとっては、その主な情報源は公開情報のみであり²、また、その公開情報が正しい保証はなく検証する能力も限られていることから、もとより困難を伴う。現実の事態は公開情報で伝えられている以上に進展し深刻化しているのかもしれないが、信頼すべき当局が公表する情報と一定の前提に基づく筆者の推論に基づき、論じ考察していくこととしたい。

米国国防省は、2000 会計年度国防権限法に基づき、毎年度米国議会に対して「中華人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する年次報告（Annual Report to Congress on Military and Security Developments Involving the People's Republic of China）」（以下「年次報告」という。）を提出している。2021 年次報告には、中国海軍の次期 S L B M（J L - 3）搭載原子力潜水艦（S S B N）の展開海域について、それ以前の年次報告には明示されていなかった記述があった³。具体的には次の下線部の内容である（下線及び日本語仮訳は筆者による）。

・ J L - 2 の今の射程限界から、仮に中国が米国東海岸地域を攻撃目標とすることを追求するとしたら、ジン（晋 Jin）級原潜はハワイの北部及び東部海域で運用する必要がある。（The current range limitations of the JL-2 will require the JIN to operate in areas north and east of

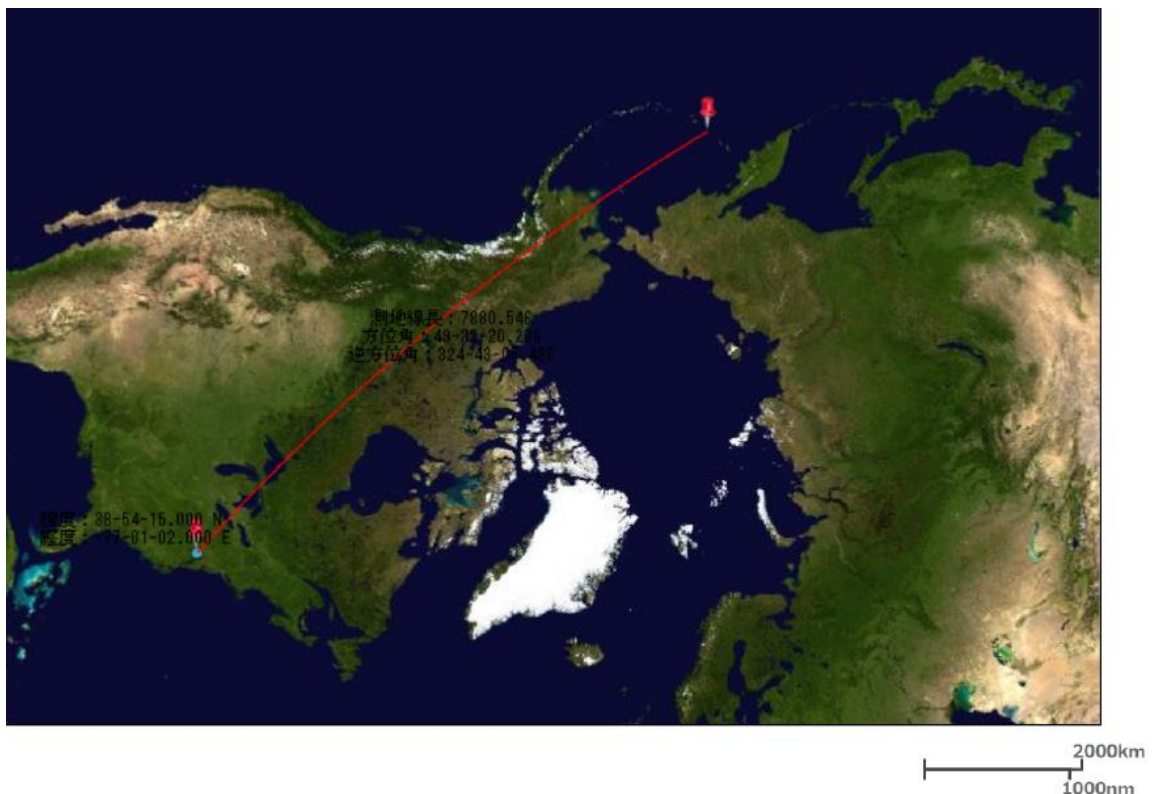
Hawaii if the PRC seeks to target the east coast of the United States.)

・中国がJL-3のような新規・能力向上・長射程のSLBMを配備することになれば、中国海軍は（中国）沿岸海域から米国本土を攻撃目標とする能力を獲得するだろう。そして、海上発射核戦力の残存性を向上させるために防御態勢（要塞）（を確保したSSBNの）運用につき検討するだろう。（As the PRC fields newer, more capable, and longer ranged SLBMs such as the JL-3, the PLAN will gain the ability to target the continental United States from littoral waters, and thus may consider bastion operations to enhance the survivability of its sea-based deterrent.）

・この考えを進めると、（SSBNの展開海域として）南シナ海及び渤海湾がおそらく中国にとって好ましい選択肢である。（The South China Sea and Bohai Gulf are probably the PRC's preferred options for employing this concept.）

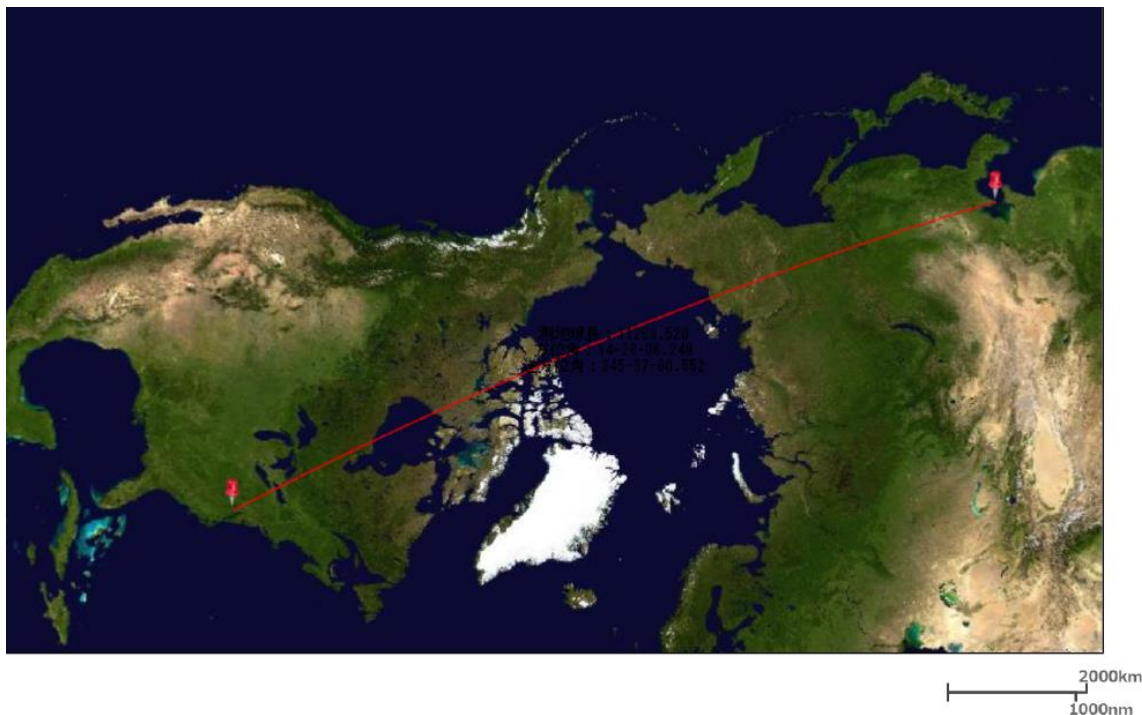
上記米国国防省の分析・評価の背景には、現在及び将来において海洋情報収集及び処理・解析能力、潜水艦探知追尾能力を含むASW能力等に関する米軍の自信があるものと思われる。すなわち、射程8,000km（又は7,200km）⁴のJL-2を搭載するジン級原潜が米国東海岸地域を射程に収めるため北部・東部太平洋まで進出することは事実上困難である、射程10,000km～12,000km⁵のJL-3が実現すれば中国沿岸海域から米国本土を射程に収め得るが、日米によるASWの脅威があることからJL-3搭載SSBNの運用は中国軍にとって防御態勢を確保できる海域に限られる、と見ているのであろう。

<図1>



アッツ島沖～ワシントンDC（7,900km）の弾道イメージ（筆者作成）⁶

<図 2>



大連（旅順）～ワシントンDC（11,200km）の弾道イメージ（筆者作成）

SLBMによる攻撃目標を首都ワシントンDCだと仮定した場合⁷、<図 1>が示すとおり、JL-2（射程 8,000km 又は 7,200km）搭載のジン級潜水艦は、ハワイ北部・東部海域を避ける場合、アリューシャン列島アッツ島沖又はベーリング海まで進出する必要がある。

一方、JL-3（射程 10,000km~12,000km）搭載SSBNの残存性を高めるためその展開海域を渤海とした場合、<図 2>に示すように、渤海を扼する大連（旅順）からワシントンDCまでの距離を概測すると11,200kmとなる。しかしながら、渤海は、海上交通量が多く、かつ、水深が最大でも70mしかないことから潜水艦の潜没航行に適した海域ではなく⁸、また、近傍の黄海も最大水深が150mであり同様に適した海域とは言いがたい。浅海域では一旦探知されてしまうと哨戒機等による攻撃に潜水艦は脆弱であろう。

中国が米国との戦略核レベルでの戦略的安定を目指す以上、その要となるSLBM搭載SSBNにより核戦力の確実な残存性（第2撃能力）を確保する必要があるが、そのためには、中国軍は、米国本土の戦略目標をJL-3の有効射程圏内に収めるため北方海域におけるSSBNの運用を追求し、かつ、防御態勢と整備・補給等の後方支援態勢を図り得る拠点を新たに構築することが必要となるものと考ええる。

本稿では、このような問題意識を持って、中国から観た日本海の軍事戦略的価値を考察してみることにしたい。

1. 中国の核戦略と非脆弱な第2撃能力の構築

(1) 習近平強軍思想

本稿では、中国の軍事戦略⁹や2017年10月の中国共産党第19回全国代表大会（党19回全大会）で報告された「新時代における党の強軍思想（習近平強軍思想）」¹⁰を詳細に解

説することはできないが、中国軍が次期SLBM（JL-3）や次期SLBM搭載SSBNの開発を進めている背景を理解するため、ごく簡単に触れておきたい。

中国共産党は、「中華民族の偉大なる復興」を中国の夢だとして、2017年の党19回全大会では「社会主義現代化強国の全面的な建設」と「共同富裕を次第に実現」することを目標とした。そして、2020年には小康社会（いくらかゆとりのある社会）を全面完成し、2035年には社会主義現代化を基本的にも実現し、2050年には社会主義現代化強国を実現し総合国力と国際的影響力の上で世界のリーダー国となり、また、全人民の共同富裕を基本的にも実現するとの国家戦略構想を示した。

党19回全大会では軍事に関し「新時代における党の強軍思想（習近平強軍思想）」が示された。国家戦略構想と平仄をとる形で、強軍思想においても3段階でその目標を示している。すなわち、2020年には基本的に機械化を実現し、情報化建設に重大な進展を達成し、戦略的能力を大幅に上昇させる、2035年には国防と軍隊の現代化を基本的にも実現する、今世紀中葉には人民軍隊を世界一流の軍隊として全面的に建設・完成する、というものである。

2020年までの目標とされていた戦略的能力の大幅上昇とは、通常ミサイルによる精密打撃力や宇宙・サイバー分野もあろうが、核戦力の質的・量的向上を意味するものと解される。これを裏付ける事実関係については後述する。また、今世紀中葉の「世界一流の軍隊」とは米軍に比肩する、又は、米軍を凌駕する軍隊を意味していると考えられる。そして、米軍に比肩しそれを凌駕するためには、戦略核戦力の分野において、対米抑止が成立し戦略的安定を達成したと中国が認識する状況に至る必要があるだろう。

（2）中国の核戦略

中国国務院は、2015年国防白書『中国の軍事戦略』において情報化局地戦争に対応する軍事戦略を発表した。軍を強くすることは中国の夢の一部であり、強い軍がなければ国は安全でも強くもないとして、中国軍は、積極的防御の戦略思想の下、海洋における情報化局地戦争に勝利することを目標としている¹¹。

中国の核戦力は、国の主権と安全を防御する戦略的な基礎であり、中国は、核兵器の先行不使用政策を継続し、自衛のための核戦略を遵守する。国の安全を維持するために必要な最小レベルの核戦力を常に保持する。核戦力構成を最適化し、戦略的早期警戒、指揮統制、ミサイル突破能力、即応対処及び残存性・防護能力を向上し、他国による中国に対する核の使用又はその威嚇を抑止する¹²、としている。

上記（1）において、2020年までの目標とされていた戦略的能力の大幅上昇は核戦力の質的・量的向上を意味する旨指摘したが、具体的には次の事象を指摘できよう。

2021年次報告で初めて米国国防省は、中国はひょっとしたら既に初期的な核の3本柱（a nascent nuclear triad）を確立している¹³、と評価した。核の3本柱とは、陸上発射、潜水艦発射及び戦略爆撃機発射の核ミサイルにより核戦力を構成することである。米国国防省が「初期的な（nascent）」と評価しているのは、陸上発射大陸間弾道ミサイル（ICBM）については固体燃料・移動式のDF-31AやDF-41等があるものの、潜水艦発射や爆撃機発射の核ミサイルについてはいまだ米国本土の戦略目標を脅かすレベルには達していないとみているからであろう。いずれにせよ、中国は、核の3本柱を整備すること等により残存性

(第2撃能力)¹⁴を確保するとともに、即応性¹⁵や突破能力(打撃力)¹⁶を高め核戦力の質的向上を図り、また、兵器級プルトニウムの生成・製造のための高速増殖炉と再処理施設を建設し、核弾頭数増による量的向上を図ろうとしている¹⁷。

(3) 潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)の配備

SLBMは非脆弱な第2撃力を構築するための要となる核戦力であるが、中国海軍はSLBM(JL-2)を12発搭載可能なジン級(Type094)SSBNを6隻運用し、中国にとって最初の信頼できる海上発射核戦力となっている。一方、本稿のテーマである次期SLBM(JL-3)搭載のタン級(Type096)SSBNはおそらく2020年代初めに建造が開始された。中国海軍は、ジン級・タン級SSBNの同時運用を想定し、2030年までには中国海軍はSSBNを8隻まで保有する可能性がある¹⁸、とされている。この米国国防省の評価のとおりだとすると、2030年までにはJL-3を搭載するタン級SSBNを中国海軍は2隻保有する見込みとなる。そして、習近平強軍思想によれば、2035年には国防と軍隊の現代化を基本的に実現するということである以上、同年までにはJL-3搭載SSBNによる常時運用態勢を確立し非脆弱な核戦力を構築することを目指す必要があるが、そのためには中国海軍は4隻以上のタン級SSBNを保有・運用する必要がある¹⁹。

2. JL-3搭載タン級(Type096)SSBNの予想展開海域の考察

(1) 考察の前提

次期SLBM(JL-3)搭載SSBNの展開海域を想定するに当たり、少なくとも次の要件を前提とする必要がある。すなわち、

- ① 米国本土の戦略目標をJL-3の有効射程圏内に収めること、
- ② 最大射程で発射する場合に弾頭重量(投射重量)を制限する必要があるとすれば、制限緩和のため前方へ進出し得る海域を確保すること、
- ③ 探知を免れ、かつ、経空脅威や(艦艇、潜水艦等の)水上・水中システムの脅威からSSBNを有効に防御し得る海域での運用(bastion operations)を確保すること、
- ④ 人員の休養、SSBNを含む艦艇の点検・修理等の整備、兵器・糧食の補給等の後方支援機能を担う港湾を含む諸施設、及びこれら後方支援機能を支える自国内の基盤との補給経路を確保し得ること、

等が考えられる。

(2) JL-3の射程と日本海の位置づけ

2021年次報告によれば、次期SSBNであるタン級(Type096)は既に建造が開始されたとのことであるので、その形状や排水量が分かれば搭載予定のSLBM(JL-3)の幅・長さ等の諸元が推定でき、そこからJL-3の射程を想定できるものと思われる。しかしながら、これらに関する信頼すべき公開情報がないことから、本稿では米ロが現有するSLBMの射程を踏まえJL-3の最大射程を10,000~12,000km²⁰と仮定した。

一方、米国東海岸地域(首都ワシントンDC)から主要なポイントまでの距離を概測すると、アリューシャン列島アッツ島沖までで7,900km、千島列島マツワ島沖までで9,100km、宗谷海峡までで9,900km、北朝鮮羅津(ナ(ラ)ジン)沖までで10,6

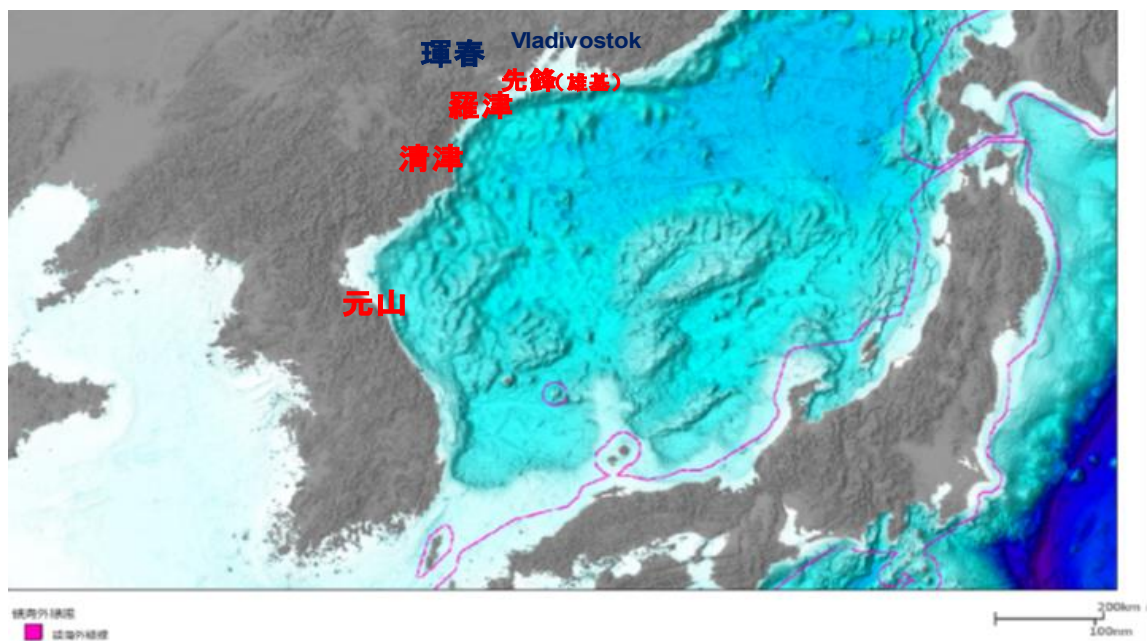
00 km、対馬海峡東水道までで11,500 kmである。したがって、日本海は、JL-3が米国東海岸（首都ワシントンDC）を有効射程に収め得る海域として、他の要件を満たすことができれば、中国にとって好ましい海域だと考えられる。

また、日本海からは、宗谷海峡（最短の海峡幅42 km、最深部60 m）を通航することにより、ロシアとの戦略的利害関係にもよるが、中国SSBNはオホーツク海、カムチャッカ半島東岸沖、ベーリング海へ進出することができる。目標までの射程を短くすることによりJL-3の投射重量を重く（最大重量に）することが可能となろう。

以上のことから、日本海は上記（1）で記した要件①及び②を満たし得る海域であると評価できる。

（3）北朝鮮東北部と日本海の特徴

<図3>



日本海の海底地形と北朝鮮東北部地域（日本沿岸部の赤線は領海外縁）（筆者作成）

<図3>は、北朝鮮東北部の主要港（北鮮三港）、中国の琿春（フンチュン）及びロシアのウラジオストクの位置関係並びに日本海の海底地形を概観するものである。

北鮮三港とは、清津（チョンジン）港、羅津（ナ（ラ）ジン）港及び雄基（ウンギ）（のち先鋒（ソンボン））港をいう。天然の良港である清津港は、日露戦争（1904-05年）当時、日本からの物資陸揚げ拠点として使用された。清津は1908年に、雄基は1921年に、羅津は1935年にそれぞれ開港され、北鮮三港は日本本土と満州とを結ぶ交通路として重要な港湾であった²¹。

北朝鮮は、1990年代初め中国の要請を受け、羅津・先鋒（羅先）を（自由）経済貿易地帯として設定した。中国は、羅津港埠頭の使用权を得て2010年には吉林省琿春の石炭を羅津港から上海へ海上輸送した²²。羅先経済貿易地帯の開発事業は金正日政権時に張成沢主導の下進展したが、金正恩政権になると外国（中国）の影響を利用したことその他の行為が

「国家転覆陰謀行為」だとされ、2013年12月張は処刑されている。また、2016年の国連安保理決議（第2321号）等により北朝鮮に対する制裁措置が取られていることから、羅先地帯の開発事業は進展していないものとみられる。しかしながら、中国東北部からみて羅先地帯は、上海等への国内海上航路の利用に止まらず、宗谷・津軽海峡を利用する北米航路、更にベーリング海から欧州に至る北極海航路の拠点として重要であり、中国は引き続き同地帯の経済的価値を実現させる意思を有しているものと考えられる²³。

一方、羅津・先鋒地帯における中国軍に関する公開情報は特段伝えられていない²⁴。中国の艦艇や軍用機が近年頻繁に日本海に進出しているが、北朝鮮の日本海側の港に中国艦艇が寄港した又は中国軍用機が北朝鮮の領空を飛行したとの公開情報は伝えられておらず²⁵、事実中国艦艇が北朝鮮に寄港していないとすれば、中朝関係は「血で結ばれた同盟」とは言われてきたものの、その実態はこのスローガンとは異なる関係なのかもしれない²⁶。

さて、海底地形を概観すると、日本海は、浅海である渤海や黄海とは異なり、平均水深が1,700m（最大水深が3,700m）である。また、そのほぼ中央部に位置し浅いところでは水深230mほどの大和堆（やまとたい）等があり、変化に富む海底地形となっている。海水温度分布や塩分濃度分布にも特徴があり²⁷、潜水艦の運用に関し各種戦術を取り得る海域である。そして、＜図3＞の海底地形図から分かるように、北鮮三港（清津、羅津及び先鋒）近傍の水深は急速に深くなっている。この特徴は、中国本土の主要港にはないものであり、潜水艦の運用には有利な地理的条件となっている。

（4）北朝鮮東北部海域は中国海軍SSBNの要塞（Bastion）となり得るか

ここでいう要塞（Bastion）とは、中国海軍SSBNを安全に運用することができるように十分に防御された海域をいう。探知を免れ経空脅威や艦艇、潜水艦等の水上・水中システムの脅威からSSBNを有効に防御するためには、運用海域に係る海岸線や海底地形に利点があり、音響情報収集能力を整備し、かつ、水上艦艇や攻撃型（原子力）潜水艦、航空機等による監視・防御態勢をとることができる海域である必要がある。

北朝鮮東北部海域は中国SSBNの展開が可能な要塞となり得るか（（1）の要件③）について考えてみよう。これについては現時点で評価することは困難を伴うが、少なくとも次の事項を中国が実現することが要件③を満たすための前提となろう。

第1は、北朝鮮（東北部）の領域における中国軍の活動を確保することである。羅先地帯の適地にSSBNを含む中国海軍水上艦艇や潜水艦のための港湾施設等を整備すること、中国吉林省等からの補給経路を確保すること（要件④）、軍用機の北朝鮮領空通過を確保すること等が必要となろう。北朝鮮が中国軍の自国領域での活動を許容するかは不明であるが、北朝鮮領域における中国軍の活動が習近平強軍思想実現のため必要であるならば、中国が北朝鮮への軍事面での関与を進めていくことが想定される。

第2は、ロシア軍との軍事協力関係の強化を図ること、又はロシアが北方海域における中国軍の活動を一定程度許容するよう措置することである。ロシア海軍は、羅先地帯の近傍であるウラジオストクに拠点があり、また、オホーツク海はボレイ級SSBNの要塞（Bastion）となっている。ロシアは自国の勢力圏に他国の軍事力が介入してくることを許容することはないのだろうが、中国が北方海域へ進出する意図がある一方、2022年2月のウクライナ

への軍事侵攻に伴いロシアが国際的に孤立する中、中国の対ロ要求を満たすべく中ロ間でどのような軍事的及び経済的利害調整が行われていくのか注視し対処する必要がある²⁸。

(5) 中国軍の日本海及びオホーツク海における活動

近年、中国軍艦艇・航空機の日本海への頻繁な進出や日本海等における中ロ海軍の共同訓練が行われており、その概要は日本の防衛当局が公表している²⁹。これら公開情報のうち、北朝鮮東北部（日本海北部）海域を中国海軍SSBNの要塞（Bastion）にする意図を中国が有しているとの想定の下に中国軍の日本海等における活動を観た場合、次の事象が注目される。

① 潜水艦の日本海進出

2016年2月15日午前、対馬南東海域（接続水域内）を日本海から東シナ海方向へ南西進する潜没潜水艦を確認した旨、翌16日に日本の防衛省が公表した³⁰。防衛当局は当該潜没潜水艦の国籍を公表していないが、中国海軍の潜水艦とみられている³¹。この潜没潜水艦は日本海側から東シナ海へ南西進したということである以上、15日以前に対馬海峡又は別の海峡から日本海へ進出したものと推定される。本件公表以外に中国潜水艦の日本海進出と推定し得る事象は公表されていないが、このことは中国潜水艦が日本海へ進出していないことを意味するものではない。中国軍の水上艦艇や航空機が日本海へ進出しASW訓練等を行っていることから潜水艦が随伴している可能性はあるものと考えられる。

② 潜水艦救難艦の日本海進出

2017年9月の日本海及びオホーツク海での中ロ海軍共同訓練（海上連合2017）にダラオ級潜水艦救難艦1隻が初参加した³²。一方、ロシアからもイゴリ・ベロウソフ級潜水艦救難艦1隻が参加し、中ロで初の潜水艦救難訓練を行っている³³。また、2021年10月の共同訓練（海上連合2021）においても中国海軍はダラオ級潜水艦救難艦1隻を参加させている。中国海軍はロシア海軍との訓練を通じてASWを含む潜水艦運用に関する技量の向上を図ろうとしているものと考えられる。

③ 軍用機の日本海進出

2017年12月18日、H-6爆撃機2機、SU-30戦闘機2機、TU-154情報収集機1機が対馬海峡から日本海へ飛行した³⁴。中国軍戦闘機の日本海進出は初確認とされている。翌19日の「人民網日本語版」によれば、中国空軍の申進科報道官は、「日本海は日本の海ではなく、対馬海峡は非領海海峡だ。国連海洋法条約によって、全ての国に航行と上空通過の自由がある。中国空軍が対馬海峡を通過して日本海の国際空域で遠洋訓練を実施するのは、合法的であり、理にかなない、情にかなっている」と指摘した³⁵、と伝えられている。中国が「日本海は日本の海ではない」と主張し沿岸国でもない日本海に進出しようとする中国の意図に関心を持たざるを得ない事象である。

2021年11月19日、中国H-6爆撃機2機が、対馬海峡からではなく、ロシア領空を通過してロシアTU-95爆撃機2機と日本海を南下する飛行を行った³⁶。日本海空域における航空優勢を企図する飛行であるとも受け取れるものであり、将来中国軍機が北朝鮮領空を通過し日本海へ進出する事象も発生するかもしれない。

3. 「安定・不安定の逆説」と日本の安全保障への含意

(1) 「安定・不安定の逆説」という説

「安定・不安定の逆説 (stability–instability paradox)」とは、核戦略レベルで相互確証破壊 (mutually assured destruction) の状態に至り戦略的安定が成立したと認識した場合に、逆に小規模・地域的な武力紛争が発生し得るというパラドックスである。

この説は、次のように説明されている。

「戦略核レベルで相互抑止の状況が成立すれば、双方ともそのレベルまでの紛争のエスカレーションを恐れて、ある段階で行動を自制させ、状況のコントロールを図ることが予測できる。しかしながら、その状況を逆用して、低いレベルで紛争が発生しても、相手側の対応は抑制的なものになると一方が考え、低いレベルでの現状打破的な行動をとってきた場合、地域的な安全保障環境が不安定化してしまう。「安定・不安定の逆説」が示すのは、このように、戦略核レベルの戦略的安定性が、地域レベルの安全保障環境を不安定化させてしまう逆説的な状況である³⁷。」

かつての朝鮮戦争やベトナム戦争、アフガニスタンや中東地域での武力紛争など、核兵器保有国が関与するこれら武力衝突の発生を「安定・不安定の逆説」で説明する論者もいると思われる。2022年2月の核兵器保有国たるロシアによるウクライナへの軍事侵攻も、米国等の核兵器保有国が直接的には武力紛争の当事者にはならないとの判断の下開始されたとするならば、「安定・不安定の逆説」が当てはまる事象であると捉える論者もいるだろう。

(2) 米中間の戦略的安定と日本の安全保障への含意

本稿1(1)で記したように、習近平強軍思想は、2035年には国防と軍隊の現代化を基本的に実現し、今世紀中葉には人民軍隊を世界一流の軍隊として全面的に建設・完成する、というものである。これは中国軍が米軍に比肩し更にはそれを凌駕するということであり、そのためには戦略核戦力の分野において、米国国防省に「初期的な核の3本柱 (a nascent nuclear triad)」と評価されるレベルではなく、潜水艦発射や戦略爆撃機発射の核ミサイルにおいても米国本土の戦略目標を射程に収め、指揮通信機能を含め非脆弱な核戦力を構築する必要がある。このことにより、対米抑止が成立し戦略的安定を達成したと中国が認識する状況に至るのであろう。

仮に、米中間で相互確証破壊による相互抑止の状況が成立した場合、日本及び周辺地域の安全保障環境はどのようになるのであろうか。「安定・不安定の逆説」に従えば、当該安全保障環境は不安定化し、武力行使による現状変更事案が発生しかねないこととなる。尖閣諸島は台湾の一部であり台湾は中華人民共和国の領土の不可分の一部であるとの自国の主張を実現させようと中国は駆られるかもしれない。米国との全面核戦争には至らず米国の行動は抑制されたものになると判断し、「先機制敵、重点突破³⁸」という攻撃的な原則に則り、通常弾道ミサイル等の攻撃により短時間で現状変更の既成事実を生起させ、相手に譲歩を強いて終息させるとのシナリオも現実味を帯びることとなるだろう。

かかる事態を招かぬようにするためにはどのような方策があり得るのだろうか。防衛力の面では抗堪性の向上や(準)中距離ミサイルの日本への配備等の攻撃力強化により抑止力を高めることを含め各種方策はあるが、本稿では、中国海軍SSBNの要塞(Bastion)となり得る日本海北部海域に焦点を当て、中国軍の活動に対処する方策を考えてみたい。

4. 中国軍の日本海等における活動に対処する方策についての考察

(1) 日米の音響情報分野及びASWにおける協力体制の維持強化

まず考えられる方策は、中国海軍SSBN等を探知・追尾する能力を向上させるため、日本（海自）独自の音響情報分野の機能強化を図るとともに、米海軍との同分野及びASWにおける協力体制の維持強化を図ることである。

音響情報（ACINT：Acoustic Intelligence）とは、音響データを収集及び処理・解析して得られる情報（インフォメーション及びインテリジェンス）をいう。音響情報は、潜没航行する潜水艦等水中システムの動態情報（位置データや個艦を特定し得る音紋等のインフォメーション）を得るための主たる情報源である他、水上艦艇の動態情報を把握するための情報源の一つでもある。音響データの処理・解析能力を上げるためには、潮流、海水温度分布、塩分濃度分布等の海象データや海底地形・地殻構造データを含む各種ビックデータの収集及び処理・解析が重要であろう。そして、これらビックデータを処理・解析するための優れたアプリケーション・プログラムとスーパーコンピュータ、それらを扱い改良し得る技術要員が必要である。併せて、音響データの収集機材、衛星や光ケーブル等の通信手段、関連施設等の改善・更新、抗堪性の向上も必要であろう。海自における技術要員（自衛官・技官）が質量ともに不足しているということであれば、旧日本海軍水路部が前身である海上保安庁海洋情報部と所要の保全措置を講じた上で関係強化を図るべきであろう。

音響情報分野における日米の協力事業は、公開情報によれば、(ソ連)潜水艦の静粛化などに対応するため、1988年度（昭和63年度）に着手された。具体的には同年度から対潜水艦作戦に関する各種データの収集・分析などを行う対潜戦（ASW）センターの整備を進め、平成元年度に音響情報収集能力の向上を図るため音響測定艦（AOS）の整備に着手した³⁹、とされている。ASWセンターでの業務⁴⁰やAOSの運用⁴¹は海自が米海軍の協力を得て（両者共同して）行われてきたが、既に30年が経過しコンピュータを含む機材等の更新は随時行われているものと推察する。また、海自AOSは3隻目が2021年3月に就役しており⁴²、米海軍AOSと連携し音響データ収集能力が強化されるものとする。

中国海軍SSBNを含む中国潜水艦に係る音響データの収集及び処理・解析能力や動態情報の即時共有能力については、秘匿度が高く本稿で論ずる対象ではないが、日米が協力して日本海及び日本海以北の各海域の特性に応じたASWに関する戦術・技量の向上が図られることを期待したい⁴³。

(2) 特定海域における領海3海里の暫定措置の見直しと通過通航制度の運用

日本政府は、領海及び接続水域に関する法律（昭和52年法律第30号）附則第2項の規定に基づき、当分の間、宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡東水道、対馬海峡西水道及び大隅海峡の海域（一体をなす海域を含む。以下「特定海域」という。）に係る領海を3海里としているが、1977年のこの施行から既に45年経過している。本措置は、一般領海の無害通航制度に比べより自由な通過通航（上空飛行を含む。）を認める国際海峡制度・通過通航制度がどのように定着するのを見極めるために、特定海域が国連海洋法条約上の国際海峡（国際航行に使用される海峡）⁴⁴とならぬよう領海3海里のまま現状変更しない方針を取ったものとされている⁴⁵。一方で、この措置は、非核三原則とりわけ「核兵器を持ち込ませず」に係る政府見解を考慮したものだと受けとめられている⁴⁶。すなわち、日本政府は「常時核装備を有する

外国軍艦によるわが領海の通航は、(中略)無害通航とは認めず、したがって、原則としてこれを許可しない権利を留保するとの立場⁴⁷であることから、特定海域に係る海峡が領海となれば外国船舶・航空機に通過通航⁴⁸の権利が適用され、核兵器搭載艦船の領海通過を無害通航とは認めないからといってそれを阻止しえないと判断されたためとされている。上記政府見解によれば、「原則としてこれを許可しない権利を留保する」とのことなので、原則の例外や許可しない権利を行使しない事態が想定されており意思決定に裁量があるとも読めるものであるが、いずれにせよ、この領海3海里の暫定措置については、種々の視点からその評価を行うことが必要だと考える。

特定海域に係る暫定措置の見直しは、通過通航制度に関する諸外国の運用実態の調査や国内法令その他(米軍との協議・調整を含む)政治的・軍事的な面での緻密な検討が必要であろう。一方で、特定海域に係る領海を3海里のままとし敢えて公海部分を残すとの措置を継続してきたことにより、中国軍の日本海及び日本海以北の海域への進出を看過し、結果として日本の安全保障上の懸念を高めてしまっていることは否めない事実である。このことに鑑み、本稿では次の方策を提示することとしたい。

- ① 特定海域における領海3海里の暫定措置を見直し他の海域と同様領海を12海里(相対国がある宗谷海峡及び対馬海峡西水道については中間線まで)とすること⁴⁹、
- ② 領海12海里とすることにより特定海域はその大部分が国連海洋法条約上の国際海峡となる⁵⁰ことから、同条約に規定する通過通航制度を、航路帯指定・分離航行方式の設定を含む海峡の通過通航に係る国内法令を制定しそれに基づき運用すること、及び
- ③ 国際海峡における(外国)潜水艦の潜没航行は領海内であっても肯定されているところ⁵¹、当該潜水艦を常時探知・追尾する態勢を重層的に強化すること。

特定海域を国連海洋法条約上の国際海峡とすることにより外国船舶及び航空機は、通過通航の権利を享受するが、これは「継続的かつ迅速な通過の目的のために⁵²」行使される権利であり、通過通航に関し海峡沿岸国が制定する法令その他国際規則を遵守するものとされる。公海であれば許容される艦艇の停泊や徘徊はできないし、沿岸国の事前の許可のない調査(情報収集)活動等も通過通行中行うことはできない。

また、日本政府が特定海域に係る領海を12海里とし国内法令に基づく通過通航制度を運用するとの方針を示すことになれば、対馬海峡西水道及び宗谷海峡の相対国である韓国及びロシアとの協議が必要となるほか、中国政府から日本政府に対して何らかの要求がなされるかもしれない⁵³。これら3国とは領海警備や防衛分野で没交渉となりがちであることから、先方が日本に対して交渉を求めてくる事案ができることは、日本にとって好ましいことかもしれない。

特定海域に係る暫定措置は主に外務省や国土交通省(海上保安庁)が取り扱ってきたが、その見直し検討は、両省に加え国の安全保障・防衛に関わる政府機関とりわけ内閣官房(国家安全保障局)や防衛省が軍事的な観点も踏まえ主体的に取り組むべきである。併せて、平時・有事を問わず共同対処を想定する米軍(米海軍)との通過通航制度の運用に関する認識のすりあわせも随時行うべきであろう。暫定措置の見直しは、領海及び接続水域に関する法律の改正や通過通航制度に関する国内法の制定等の法令措置が必要となるタフな仕事である。関係部局の積極的な取り組みを期待したい。

(3) 北朝鮮領域での中国軍の活動を制約するための方策の可能性

三番目の方策は、その提示の妥当性を裏付ける公開情報は特になく筆者の推論に基づくものである。それは、中国軍の自国領域での活動を北朝鮮が許容しないことが自国の存立及び国益を確保する上で有利だと考える状況を醸成することである。

中国海軍の次期SSBNが日本海及び日本海以北の海域に常時展開し、かつ、日米のASW等の脅威から防御される運用(Bastion Operations)を目指すとの前提に立てば、本稿2(4)で指摘したように、中国は北朝鮮(東北部)の領域における中国軍の活動を確保することが必要不可欠である。そして、羅先地帯の適地に中国SSBNを含む中国水上艦艇や潜水艦のための港湾施設等を整備すること、中国吉林省等からの補給経路を確保すること、中国軍機の北朝鮮領空通過を確保すること等が必要となろう。問題は、このような中国の要求を北朝鮮が許容するのかということである。経済制裁下であるにもかかわらず中国からの経済的利益を北朝鮮が享受することがあれば、中国軍への施設・区域の提供や自国内での活動を許容するのかもしれない。一方このような状況に踏み込むことにより、北朝鮮が政治的・軍事的に中国の勢力圏におかれ自国の自存自立が維持できなくなると考えるのであれば、別の選択肢を模索するかもしれない。

現時点では、特段具体的な方策を提示することはできないが、2025～6年頃までにはタン級SSBNの1番艦が就役し、2番艦が2030年頃までには就役するとすれば、北朝鮮領域での中国軍の活動を要求する動きが今後顕在化してくるものと考えられる。日本としては、中朝間の動向を注視するとともに、可能であれば平壤に日本の連絡事務所を設置する等の働きかけを行うことを検討すべきであろう。

(おわりに)

本稿は、近年中国海軍・航空機が日本海へ頻繁に進出する背景を、中国軍が開発を進めているSLBM(JL-3)搭載SSBNの予想展開海域の観点から推論し、中国から見た日本海の軍事戦略的価値を考察した試みである。もとよりこのようなテーマに関する分析・評価を限られた公開情報のみで頼って行うことは困難であり、情報当局は非公開情報も含めた上で総合的に分析・評価を行っているものと推察する。

19世紀以降の朝鮮半島の歴史を概観すると、同半島は中国、ロシア、日本及び米国の利害が錯綜してきた地域であり今後もその属性は変わらないものと思われる。日清戦争(1894-95)後朝鮮は中国(清朝)から独立したが日本統治(1910-45)となり、日本の敗戦後南北別国家が建国され(1948)、朝鮮戦争(1950-53)を経て今日に至るまで南北対立という形でホットな戦争状態を回避してきた。日本海は日本の海ではないと主張する中国は、自国の経済力と軍事力の増強に合わせ、もしかすると2035年に向けて朝鮮半島全体を中国の勢力圏におこす(甲午(日清)戦争敗戦前の状態に戻そう)としているのかもしれない。東京と北朝鮮羅先との距離は1,090km、新潟・羅先間はわずか880kmの近距離である。日本海が中国軍と対峙する海とならぬよう、日本が先手を打って対策を講ずることを期待したい。

(2022年4月15日脱稿)

1 中国海軍は、ジン（晋）級（Type094）及びタン（唐）級（Type096）SSBNを同時に運用することを見込み、2030年までには8隻のSSBNを保有する可能性がある。“The PLAN is expected to operate the Type 094 and Type 096 SSBNs concurrently and could have up to eight SSBNs by 2030.” (OFFICE OF THE SECRETARY OF DEFENSE, [Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2021](#) (2021 Annual Report), pp.49)

2 例えば、中国やロシアによる弾道ミサイル発射試験等に関する情報は原則公表されていない。

3 *Ibid.*, pp. 91.

4 JL-2の射程は、防衛省防衛白書では8,000km、米国国防省年次報告では7,200kmとしている。

5 『令和3年版防衛白書』防衛省、23頁では、「射程12,000kmから14,000kmに達するSLBMとも指摘される射程延伸型のJL-3及びそれを搭載するための新型SSBNの開発も行っているとの指摘もある。」とし、JL-3の最大射程が14,000kmとなることを示唆しているが、本稿ではJL-3の最大射程を、ロシア海軍SLBM（ブラヴァー）が10,000km、米海軍トライデントD5が11,000kmとされていることを踏まえ10,000km~12,000kmと仮定した。これは、JL-3がDF-31A（11,000km+）をベースに開発されているとすれば、妥当な最大射程だと考える。

6 <図1>以降の各図は、[海上保安庁海洋情報部海洋情報表示システム](#)を利用し筆者が作図した。

7 ここでは象徴的意味を込めて、米国東海岸地域を首都ワシントンDC（非硬化目標（soft target））とする。なお、戦略核レベルでの相互脆弱性を高めるためには戦略核ミサイルの命中精度を高め（半数必中界（CEP）を狭め）相手の戦略核ミサイル施設等の硬化目標（hard target）を破壊する能力を持つ必要がある。

8 渤海湾ではJL-3を含むミサイルの発射試験は行われている、と伝えられている。

9 The State Council Information Office of the People's Republic of China, *China's Military Strategy*, May 2015（中国国务院新聞弁公室『中国的軍事戦略』2015年5月。以下『中国の軍事戦略』という。）参照。

10 [山口信治「中国共産党第19回全国代表大会の基礎的分析：② 習近平強軍思想（NIDSコメンタリー第63号）」](#)防衛研究所、2017年11月2日。山口信治主任研究官の中国共産党第19回全国代表大会に関するNIDSコメンタリー第62号及び同65号も参照。

11 『中国の軍事戦略』、及び中国軍の統合作戦構想に関するレポートとして、[杉浦康之『中国安全保障レポート2022 統合作戦能力の深化を目指す中国人民解放軍』](#)防衛研究所、令和3年（2021年）11月26日、参照。

12 『中国の軍事戦略』

13 *2021 Annual Report*, pp. 90.

なお、2020年次報告では、“China is pursuing a nuclear triad”と記載されていた。

14 残存性向上策としては、ミサイル発射基地・陣地の隠ぺい（地下施設）化を図る、発射台付き車両（TEL）化する、潜水艦発射ミサイルを増強する、などが上げられる。

15 即応性向上策としては、ミサイル燃料を液体から固体にする、固定サイロからTELにする、早期警戒衛星等を利用して収集した情報により相手国の核ミサイル着弾前に攻撃（LOW：launch-on-warning）し得る態勢とする、などが上げられる。

16 突破能力（打撃力）向上策としては、複数弾頭化（MIRV）を図る他、ミサイル防衛網の突破が可能となる打撃力の獲得のため、弾道ミサイルに搭載して打ち上げる極超音速滑空兵器（HGV：hypersonic glide vehicle）の開発を推進しているとみられている。

17 “Beijing has accelerated its nuclear expansion, which may enable the PRC to have up to 700 deliverable nuclear warheads by 2027 and likely intends to have at least 1,000 warheads by 2030. The PRC is constructing the infrastructure necessary to support this force expansion, including increasing its capacity to produce and separate plutonium by constructing fast breeder reactors and reprocessing facilities.” *2021 Annual Report*, pp. 92.

18 *Ibid.*, pp. 49.

19 イギリス海軍及びフランス海軍はそれぞれ4隻のSSBNを保有している。（『令和3年版 防衛白書』防衛省、154頁。）

20 注5参照。

21 [白木沢旭児「戦前期の日満交通路と福井県—「日本海湖水化」の時代—（講演録）」](#)『福井県文書館研究紀要5』福井県文書館、2008年、4ページ。

22 「中国が北朝鮮・羅津港の利用を開始 日本海経由で石炭運ぶ」Record China, 2011年1月5日。

23 琿春まで高速道路は2010年に、高速鉄道は2015年に開通した。

24 2011年、中国軍が進駐したとの報道が一部でなされたが、中国はこれを否定した、と伝えられている。

25 仮に中国軍機が北朝鮮領空を通過しているとすれば、何らかの報道が流れるが、それがないことから当該通過事象はないものと推定する。

26 「血で結ばれた同盟」は神話、との指摘あり。(沈志華(朱建栄 訳)『最後の「天朝」上』岩波書店、2016年、1～2ページ。)

27 [日本海海洋気象センター「日本海の基礎知識」気象庁](#)

28 中国は、ロシアからの軍用機エンジン等軍事技術の取得、サハリンや日本の北方領土、北極海等への経済進出を進める可能性が考えられる。

29 [「中国情勢\(東シナ海・太平洋・日本海\)」防衛省、令和4年1月](#)、8ページ、他。

30 [「潜没潜水艦の動向について」防衛省、平成28年2月16日](#)。

31 「潜水艦の潜水航行及び中国海軍艦艇の動向について」(防衛省、令和3年9月)の(参考1)「他国の潜水艦による我が国領海内及び接続水域内における潜水航行の公表事例」では、中国海軍の潜水艦であることを確認又は推定し公表している事例と併せて、2016年2月15日の対馬南東接続水域における潜没潜水艦を上げている。

32 「中国海軍艦艇の動向について」統合幕僚監部、平成29年9月15日、及び「ロシア海軍及び中国海軍艦艇の動向について」統合幕僚監部、平成29年9月25日。なお、ダラオ級潜水艦救難艦はオホーツク海へは進出していない。

33 「人民網日本語版」2017年9月28日。

34 「中国機の東シナ海、日本海及び太平洋における飛行について」統合幕僚監部、平成29年12月18日。

35 「人民網日本語版」2017年12月19日。

36 「中国機及びロシア機の東シナ海、日本海及び太平洋における飛行について」、統合幕僚監部、令和3年11月19日、別紙「行動概要」参照。

37 秋山信将、高橋杉雄編『「核の忘却」の終わりー核兵器復権の時代ー』(株)勁草書房、2019年、14ページ。

38 「先機制敵」とは、敵より先に行動し敵の不意不備をつくことであり、戦役初期においては通常ミサイル戦力は先行使用される。また、「重点突破」とは、相手の急所となる重点目標に対して精密打撃を加えることである。(防衛研究所編『中国安全保障レポート2016』、2016年、38-39頁、及び中国人民解放軍第二炮兵『第二炮兵戦役学』解放軍出版社、2004年、323-325頁。)

39 「第3部 わが国防衛の現状と課題」『日本の防衛』防衛省、平成元年度(1989)。

40 対潜資料隊庁舎(ASWセンター)を米側が共同使用することに合意(日米合同委員会、平成6年8月25日)。

41 米海軍省とのFMSにより音響測定艦用システムの調達や役務提供契約を行っている。

42 「音響測定艦「あき」の引渡式・自衛艦旗授与式について」海上幕僚監部、令和3年2月25日。[海洋業務・対潜支援群第1音響測定隊](#)によれば、令和3年3月にAOS3艦4個クルー態勢を確立し長期洋上運用が可能となった。

なお、令和4年度予算で更に音響測定艦1隻の調達が予算化されている。

43 近年、海自幹部候補生の遠洋練習航海の航路として、津軽海峡を西進し宗谷海峡を東進してオホーツク海からベーリング海そして北極海域至る航路が設定されている。海自幹部要員(候補生)がこれら海域に習熟する有益な航路設定であると思料する。

44 公海又は排他的経済水域の一部と公海又は排他的経済水域の他の部分との間にある国際航行に使用されている海峡(国連海洋法条約第37条)をいう。

45 政府統一見解(鈴木善幸農林大臣答弁)(衆・予算委員会、昭和52年2月23日)は次のとおりであり、海洋法条約署名・批准後においても、政府はこの立場を維持している。

「領海幅員を十二海里に拡張するに当たり、国際航行に使用されるいわゆる国際海峡における通航制度をどうするかが重要な問題となるが、(中略)本問題がこのような(注：一般領海の無害通航制度に比しより自由な通航制度を認める)方向で国際的に解決されるのを待つことが望ましいこと等から、当面の対応策として、いわゆる国際海峡のような水域については、当分の間、現状を変更しないでおくものである。

なお、今般、いわゆる国際海峡にかかわる部分について暫定的に領海の幅を現状のままとすることは、いわゆる国際海峡における通航に何ら変更を加えるものではないので、わが国の権限の及ぶ限りにおいて非核三原則を堅持するとの従来の立場を変更するものではなく、また、かかる措置をとるこ

とは、前記の理由に基づくものであり、非核三原則の問題とは関係がない。」

⁴⁶ 注45 政府統一見解「なお書き」では特定海域3海里の暫定措置が非核三原則の問題とは関係がないとしているが、この言及がかえって非核三原則との関係を考慮した措置であることを伺わせる。

(外務省調査チーム『いわゆる「密約」問題に関する調査報告書』平成22年3月5日、及び坂元一哉「第二章 核搭載艦船の一時寄港」有識者委員会(北岡伸一他)『いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書』2010年3月9日、参照。)

⁴⁷ 核武装と領海通過に関する政府見解(宮澤喜一外務大臣答弁)

(参・内閣委員会、昭和49年12月25日)

「一般国際法上の外国軍艦の無害通航の問題に関して政府が昭和四十三年領海条約加入の際明らかにした立場、すなわちポラリス潜水艦その他類似の常時核装備を有する外国軍艦によるわが領海の通航は、領海条約第十四条4にいう無害通航とは認めず、したがって、原則としてこれを許可しない権利を留保するとの立場には変更はない。

日米安保条約のもとにおいて、米国軍艦は、一般的には同条約及び関係取りきめの規定に従って自由にわが領海通航を行なうことを認められているところ、核の持ち込みが行なわれる場合はすべて事前協議が行なわれることとなる。」

⁴⁸ 通過通航とは、・・・(国際)海峡における継続的かつ迅速な通過のために航行及び上空飛行の自由がこの部の規定に従って行使されることをいう(海洋法条約第38条第2項)、とされている。

⁴⁹ 対馬海峡東水道は最短部(直線基線間の最短距離)でも24海里以上あることから一部公海部分が残る。西水道は最短部が24海里未満なので韓国も領海12海里に変更すると公海部分が残らない。

⁵⁰ 対馬海峡東水道に係る特定海域は領海12海里に変更しても公海部分が残ることから、通過通航権が適用される海域(国際海峡)となるかは不詳。

⁵¹ 国際海峡における潜水船の潜没航行については一般には肯定されている。その根拠として、①(海洋法条約)第二部の領海には潜水船の浮上義務の規定があるのに対し(20条)、国際海峡に関する第三部にはその規定がないこと、②通過通航権を行使する外国船舶は「通常の通過形態に付随する活動以外のいかなる活動も差し控えること」(39条1項(c))とされているが、潜水艦を含む潜水船は潜水航行が「通常の通過形態」であることが挙げられる。(坂元 茂樹「第1章 日本と国際海峡 —特定海域の問題を中心に—」『海洋政策研究 特別号 日本の国際海峡をめぐる研究』海洋政策研究財団、2014年、6頁参照。)

⁵² 国連海洋法条約第38条第2項。

⁵³ 仮に中国SSBNが対馬海峡(東・西水道)の領海を通過通航しようとする場合、従前からの日本政府の見解どおり、無害通航とは認めない旨予め公にすると案もある。